

2015年1月より高額療養費制度が改正されました

2015年1月より高額療養費制度が改正されました。「改正されました」と言っても抜本的に変わったのではなく、「所得区分」が変更になったのですが、「収入の多い人は沢山の負担をしてください。収入の少ない人は負担を減らします」と改正されました。

主な改正点

- ★ 上位所得者については、負担が大きくなり区分が二つにされた。
- ★ 一般課税世帯も年収に応じて二分割され、収入の少ない方の負担が減った。
- ★ 非課税世帯はそのままです。

今回の改正は70歳未満の区分についてのみで、70歳以上の方については、変更ありません。

所得区分	自己負担限度額
上位所得者 (年収約770万円以上)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1% (4ヶ月目～; 83,400円)
一般課税世帯	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4ヶ月目～; 44,400円)
市民税非課税世帯 (住民税非課税の方)	35,400円 (4ヶ月目～; 24,600円)



所得区分	自己負担限度額
年収1,160万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% (4ヶ月目～; 140,100円)
年収770万円～1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% (4ヶ月目～; 93,000円)
年収370万円～770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (4ヶ月目～; 44,400円)
年収370万円未満	57,600円 (4ヶ月目～; 44,400円)
非課税世帯	35,400円 (4ヶ月目～; 24,600円)